

社会福祉法人 恵仁福祉協会
役員・評議員・各委員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人 恵仁福祉協会定款（以下「定款」という。）第9条並びに定款第23条の規定に基づき、役員・評議員・各委員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 理事の定義は次の通りとする。

常勤の理事 週当たり概32時間以上勤務する理事
非常勤の理事 常勤理事以外の理事

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、それぞれの勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給するものとする。

- | | |
|----------------|----|
| (1) 常勤の理事 | 報酬 |
| (2) 非常勤の理事及び監事 | 報酬 |
| (3) 評議員 | 報酬 |
| (4) 各委員 | 報酬 |

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に別表第1に定める額の範囲内で決定する。

2 非常勤の理事及び監事、評議員・各委員に対する報酬の額は、別表第2に定める額で決定する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月10日（ただし、当該日が日曜日、土曜日または祝日に当たるときは、社会福祉法人 恵仁福祉協会給与規程第6条に準じて支給する。）

2 非常勤の理事及び監事、評議員又は各委員に対する報酬は、会議に出席した月の翌月10日に支給する。ただし、当該日が日曜日、土曜日または祝日に当たるときは、社会福祉法人 恵仁福祉協会給与規程第6条に準じて支給する。

3 報酬等は、通貨をもって本人（死亡により退任した者にあつては、その遺族。以下同じ。）に支払う。ただし、本人から申し出があつたときは、本人の指定する本人

名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第6条 役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

(その他)

第7条 常勤の理事に対する他は機関からの報酬等(謝礼・給与)については次の通り定める。

1 常勤の理事に対する他機関での活動については「職免」扱いとする。

2 常勤の理事に対する他機関での活動については、依頼書、出講状況を記録し必要に応じて理事会において報告する。

3 他機関からの報酬等(謝礼、給与)については、本人に帰属する。

附則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

(令和元年8月23日 一部改正)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月25日 一部改正)

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

(令和5年6月23日 一部改正)

別表第1（第3条第1項第1号関係）

	報 酬
理 事 長	年俸 10,000,000 円 以内
常 務 理 事	年俸 8,000,000 円 以内
理 事	年俸 5,000,000 円 以内

※1. 年俸額を12分の1に分割し、第4条の規定により支給する。但し、分割した額が1,000円単位での端数が生じた場合は、年俸の起算月にまとめて支給する。

※2. 常勤役員報酬の内訳比率は、役員報酬30%、労務賃金70%とする。

別表第2（第3条第2項第1号関係）

	報 酬		
	日 額	半 日 額	1 回につき
理事会・評議員会の出席 行政監査立会、決算監査等	20,000 円	10,000 円	10,000 円
第三者委員			5,000円
運営協議会委員			3,000円
評議員選任解任委員			10,000円